

# 令和6年度こども家庭庁予算案のポイント

こども家庭庁

# 令和6年度 こども家庭庁予算の全体像

- 令和6年度のこども家庭庁予算は、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の抜本的な強化に向け、大きな一歩を踏み出す予算。
- 一般会計と特別会計の合計は、前年度比0.5兆円増（+10%）の5.3兆円。
- これに育児休業給付の令和4年度からの増分を加えた額は、令和4年度のこども家庭庁予算（4.7兆円）との比較で0.7兆円の増加（+15%）。

（注）労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付は、2025年度に、こども家庭庁の下に創設されるこども・子育て支援特別会計（仮称）に統合。

（参考）こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

Ⅲ-3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

○ また、「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加すると見込まれる。

区 分	令和5年度予算	令和6年度予算	対前年度比
一 般 会 計	39,691億円	41,457億円	+1,766億円
年金特別会計 子ども・子育て支援勘定 <sup>(注1)</sup>	8,413 億円	11,375億円	+2,962億円
合 計	48,104億円	52,832億円	+4,728億円

（参考）

育児休業給付 (労働保険特別会計雇用勘定)	7,625億円	8,555億円	+931億円
--------------------------	---------	---------	--------

（注1）一般会計からの繰入れを除いた計数。

（注2）令和4年度予算のこども家庭庁予算は4兆6,871億円、育児休業給付の予算は7,300億円。

（注3）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

（注4）上記の金額にはデジタル庁一括計上予算は含まれていない。

（注5）計数整理の結果、異動を生じることがある。

# 令和6年度予算における加速化プランの主な施策

➤ 令和6年度予算における加速化プランの主な施策は以下のとおりであり、同プランによる令和6年度までの充実額は累計0.8兆円程度（国・地方の事業費ベースで1.1兆円程度）。

（注）他省庁分を加えると国・地方の事業費ベースで1.3兆円程度。

主な施策	令和6年度予算額（対前年度比）
<b>①児童手当の抜本的拡充</b> ・所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、第3子以降3万円	・児童手当等交付金 1兆5,246億円（+3,047億円）
<b>②出産・子育て応援交付金（経済的支援）</b> ・妊娠届時5万円相当、出産届時5万円相当の経済的支援（委託費含む）	・出産・子育て応援交付金 624億円（+254億円）
<b>③出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援）</b> ・妊娠から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、ニーズに応じた支援につなげる	
<b>④高等教育費の負担軽減</b> ・対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大	・大学等修学支援費 5,438億円（+127億円）
<b>⑤4・5歳児の職員配置基準の改善</b> ・30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける	・子どものための教育・保育給付交付金 1兆6,617億円（+669億円）
<b>⑥保育士等の処遇改善</b> ・令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施（人件費の改定率は+5.2%）	
<b>⑦放課後児童クラブの常勤職員配置の改善</b> ・常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額を創設	・子ども・子育て支援交付金 2,074億円（+228億円）
<b>⑧多様な支援ニーズへの対応</b> ・こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進 ・児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援 ・障害児支援、医療的ケア児支援等	・児童扶養手当 1,493億円（+7億円） ・児童保護費負担金 1,438億円（+90億円） ・障害児入所給付費等負担金 4,690億円（+207億円） 等

（注1）予算額は一般会計と特別会計の合計。

（注2）加速化プランによる充実額は上記の内数。

（注3）他省庁分としては、多様な支援ニーズへの対応の厚労省計上分（こどもの補装具費支給制度等）、育休給付の増等がある。

# 令和6年度 子ども家庭庁関連予算のポイント

計数は令和6年度当初予算案、( )内は令和5年度当初予算額

## 1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

### (1) こどもまんなか社会の実現 6億円(5億円)

- こども・若者の意見聴取と政策への反映
- こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- こども政策DX推進体制強化事業

## 2. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

### (1) 地域の実情や課題に応じた少子化対策 10億円(10億円)

- 地域少子化対策重点推進交付金

### (2) 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 786億円(532億円)

- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施(出産・子育て応援交付金)
- 産後ケア事業の実施体制の強化
- 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援

### (3) 高等教育の無償化 5,438億円(5,311億円)

- 高等教育の修学支援新制度の実施

## 3. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

### (1) 総合的な子育て支援 3兆8,169億円(3兆4,115億円)

- 児童手当の抜本的拡充
- 4・5歳児の職員配置基準の改善
- 保育士等の処遇改善
- 保育の受け皿整備・保育人材の確保

### (2) 地域の子ども・子育て支援 2,284億円の内数(2,073億円の内数)

- 放課後児童クラブの受け皿整備の推進
- 放課後児童クラブの常勤職員配置の改善
- 病児保育の基本単価分の引上げ
- 「こども家庭センター」の全国展開に向けた取組

## 4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

### (1) こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等 1,673億円(1,665億円)

- 児童扶養手当の拡充(所得制限の見直し、多子加算の増額)
- 児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和
- ひとり親家庭の就業支援・自立支援の強化
- 養育費確保支援の強化

### (2) 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等 3,829億円の内数(3,538億円の内数)

- 「こども家庭センター」の全国展開に向けた取組(再掲)
- 一時保護施設や児童養護施設等の環境改善
- こども若者シェルターの確保による相談支援等の実施
- 家庭養育環境を確保するための里親委託等の推進
- 支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援
- ヤングケアラー相談支援体制の充実

### (3) 障害児・医療的ケア児支援等 4,989億円の内数(4,813億円の内数)

- 質の高い支援の提供
- 地域社会の参加・包摂の推進
- 地域の支援体制の強化

### (4) こどもの自殺対策 0.6億円(0億円)

- 「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進

(注) デジタル庁一括計上予算を含む。

# 參考資料

# 児童手当制度の概要

成育局 成育環境課児童手当管理室

## 1 事業の目的等

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
  - 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円（※）、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## 2 事業の概要・スキーム

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降） ※法案（検討中）の内容																																																												
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）																																																												
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																												
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 一律：15,000円</li> <li>3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>中学生 一律：10,000円</li> <li>所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li> <li>3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li> </ul>																																																												
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>監護生計要件を満たす父母等</li> <li>児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>	同左																																																												
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施	同左																																																												
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	6回（偶数月）（各前月までの2カ月分を支払）																																																												
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満 （所得制限以上）</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降 （所得制限以上）</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	国	地方	3歳未満 （所得制限以上）	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	3歳以降 （所得制限以上）		2/3	2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>1/3</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>4/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度（仮称）の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10				2/15	3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10				2/9
	被用者		非被用者		公務員																																																									
	事業主	国	国	地方																																																										
3歳未満 （所得制限以上）	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																									
			2/3	1/3																																																										
3歳以降 （所得制限以上）		2/3	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																									
			2/3	1/3																																																										
	被用者		非被用者		公務員																																																									
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国																																																										
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10																																																									
				2/15																																																										
3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10																																																									
				2/9																																																										

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助を令和5年度補正予算で計上。（232億円、補助率10/10）

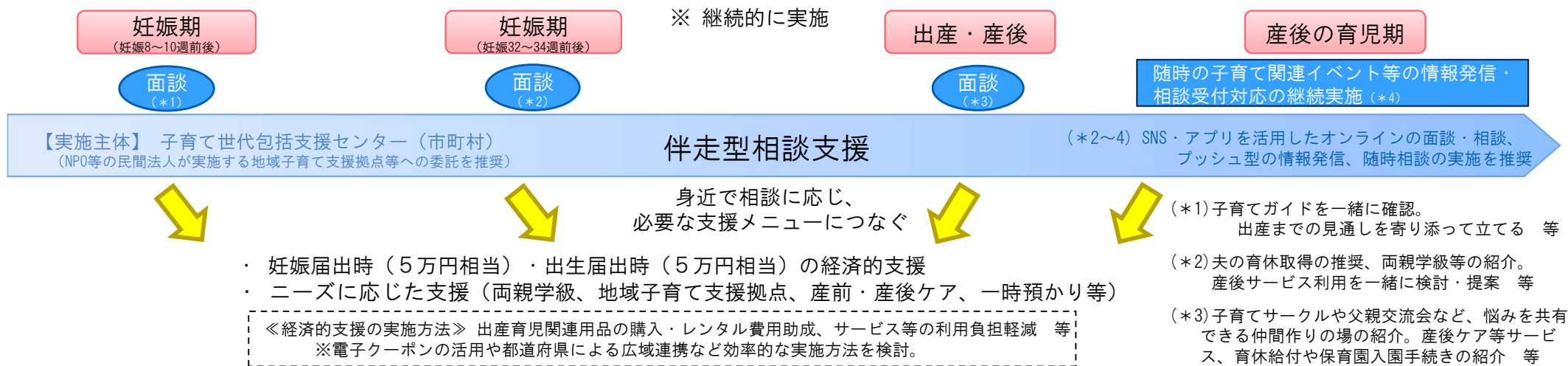
## 1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



## 3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

## 4 拡充内容

- 令和5年度当初予算は令和5年9月～令和6年3月までの6月分の予算であったことから、満年度化分を確保する。

## 5 補助率

- 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4
- 出産・子育て応援給付金: 国2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6
- クーポン発行等に係る委託経費: 国: 10/10

# 高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

## 1. 施策の概要

- 住民税非課税世帯の学生等に授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施し、高等教育の無償化を実現。それに準ずる世帯の学生等についても段階的な支援を実施。
- 令和6年度からは対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大。

## 2. 施策の内容

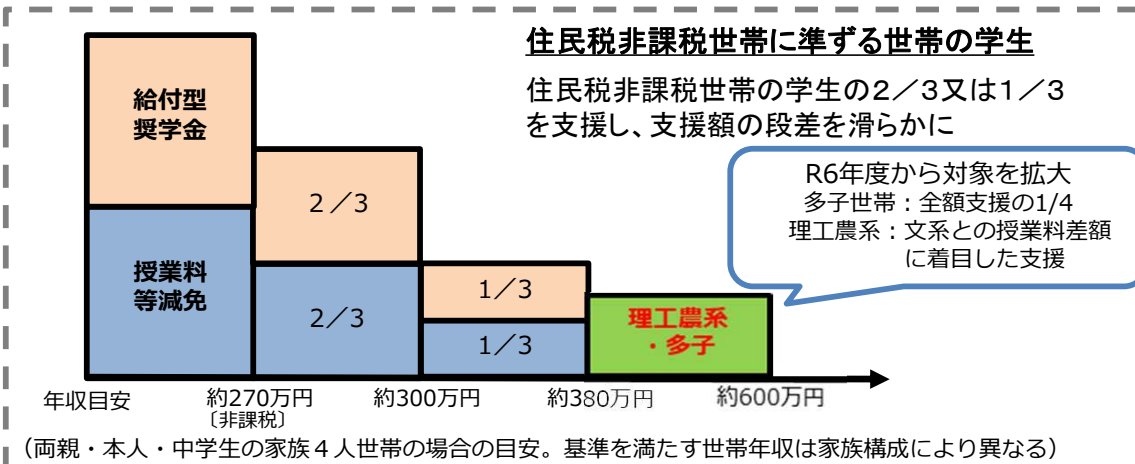
◆**対象の学校種** 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

◆**対象の学生** 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯 (年収目安:約300万、380万、600万円) の学生等  
 (新たに設定される第4区分 (年収目安:約600万円) は多子世帯、私立理工農系の学部等に通う学生等)  
 (準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援。第4区分は、多子世帯については1/4を支援、私立理工農系については授業料の文系との差額に着目して授業料等減免で支援)

◆**支援の内容** 授業料等の減免、給付型奨学金の支給

### ◆支援対象者及び大学等の要件

- 個人要件
  - …進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
  - …大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 機関要件 (国等による要件確認を受けた大学等が対象)
  - …学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
  - …経営課題のある法人の設置する大学等は対象外



### 給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生に支給】

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。  
 (給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

### 授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。  
 (授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

## 3. 実施主体等

◆**実施主体** :【学資支給補助金】(独)日本学生支援機構 【授業料等減免費交付金】国 日本私立学校振興・共済事業団 【授業料等減免費負担金】都道府県

◆**補助率** :【学資支給補助金】国10/10 【授業料等減免費交付金】国10/10 【授業料等減免費負担金】国1/2 都道府県1/2



## 令和6年度の対応

### 【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



### 【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

## 令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

## 趣旨・目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

## 事業の内容

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行うとともに、引き続き令和6年度予算案においても反映を行う。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

※上記の①②を反映した場合の公定価格上の人件費の改定率：+5.2%

## 実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

【補助率】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

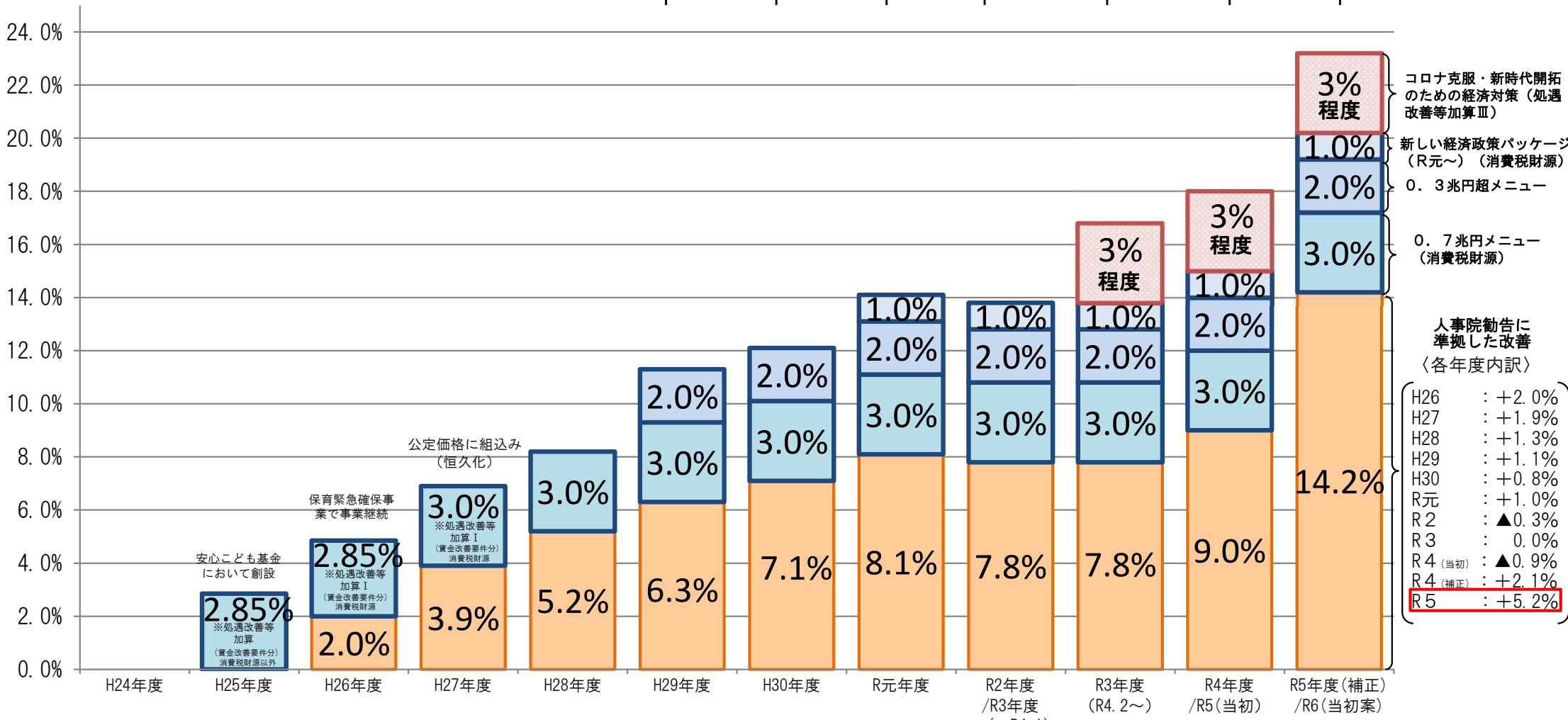
※事業主拠出金充当後の負担割合

# 保育士等の処遇改善の推移

+約3% (月額約0.9万円)	計 +約5% (月額約1.5万円)	計 +約7% (月額約2.1万円)	計 +約8% (月額約2.6万円)	計 +約11% +最大4万円 (月額約3.5万円 +最大4万円)	計 +約12% +最大4万円 (月額約3.8万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.5万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.4万円 +最大4万円)	計 +約17% +最大4万円 (月額約5.3万円 +最大4万円)	計 +約18% +最大4万円 (月額約5.7万円 +最大4万円)	計 +約23% +最大4万円 (月額約7.5万円 +最大4万円)
--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	---	---	---	---	---	---

(改善率)

技能・経験に着目した更なる処遇改善 (処遇改善等加算Ⅱ)



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施  
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額  
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる  
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施 (恒久化)

## 1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。




## 2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

### 【現行の補助要件】

- ①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ②放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、  
など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

### 【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案） （1支援の単位当たり年額）
創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。	 * 2名とも常勤	6,552千円
① （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置（※）した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を1名のみ配置した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

## 3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

## 1. 施策の目的

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

## 2. 施策の内容

### (1) 病児対応型・病後児対応型

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

### (2) 体調不良児対応型

**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

### (3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国 1 / 3（都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3）

【令和6年度補助単価（案）（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,443,000円【拡充】（令和5年度：7,037,000円）

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円

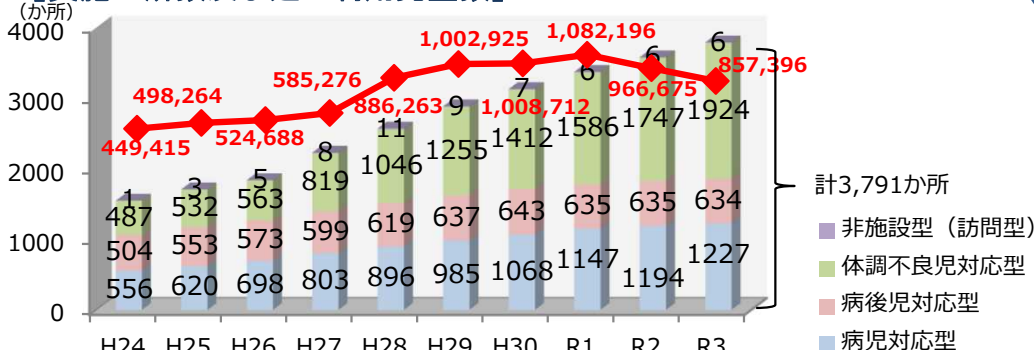
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円（※）

（※）「当日キャンセル対応加算」（令和6年度より本格実施）

2.（1）病児対応型・病後児対応型について、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算。

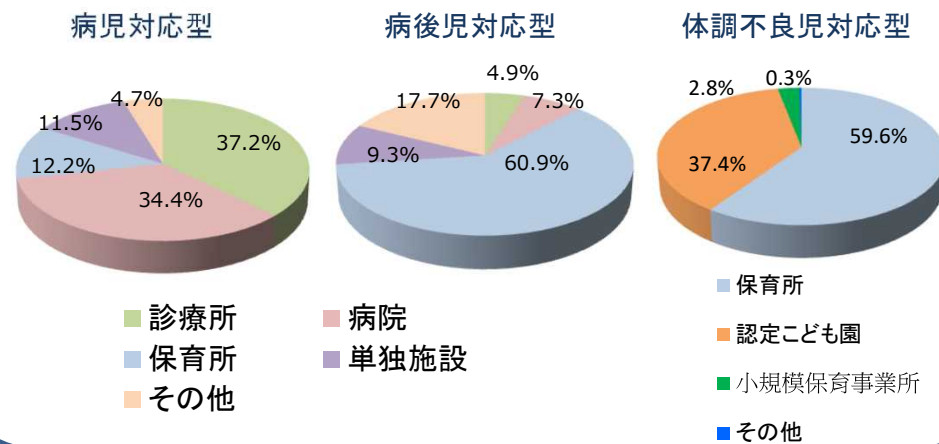
年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
（1）25回以上50回未満	247,900円
（2）50回以上100回未満	502,500円
（3）100回以上150回未満	670,000円
（4）150回以上	1,005,000円

### 【実施か所数及び延べ利用児童数】



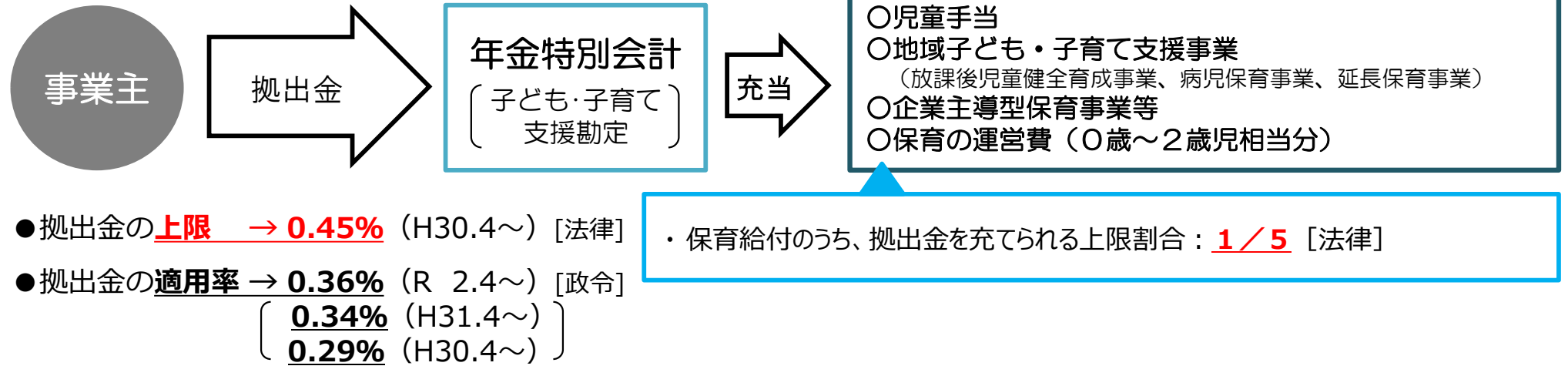
※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計  
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。  
 （前年同月の延べ利用児童数を上限）

### 【実施場所】

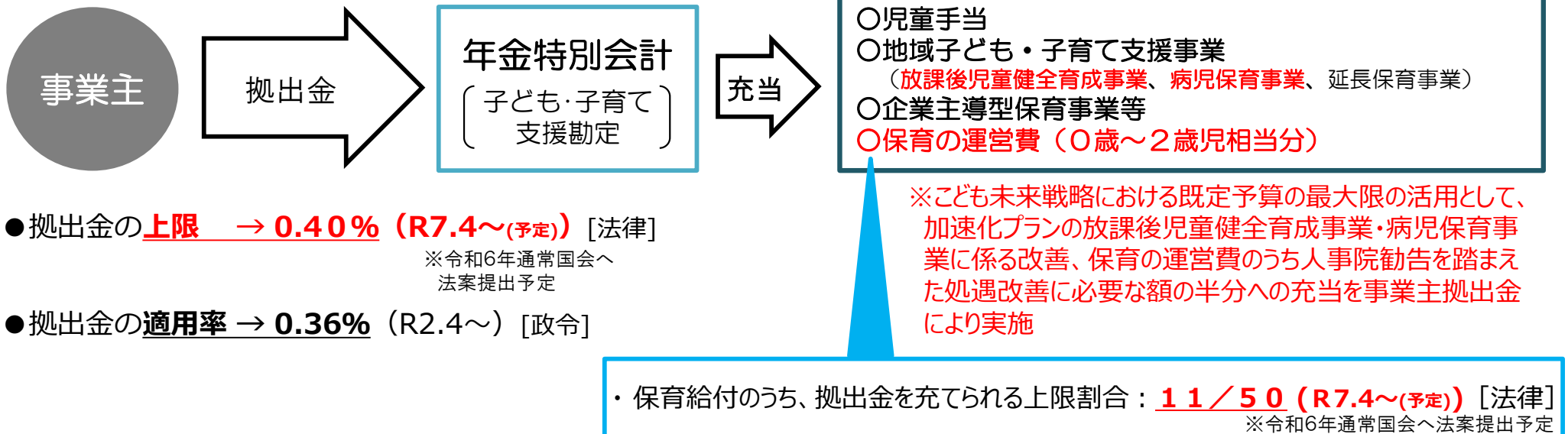


# 既定予算の活用（子ども・子育て拠出金（事業主拠出金））について

## 現行



## 令和6年度



(注) 実際に適用する拠出金率等については、事業主団体と協議の上、毎年度、予算編成過程で決定する。

こどもの貧困（食事、学び等）を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化。子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

## 課題

- ◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等進学率が低い  
ひとり親世帯65.3%（子育て世帯83.8%）
- ◆ 食料が買えなかったことがある、頼れる人がいないという子育て家庭がある  
食料が買えない経験 ひとり親世帯34.9% 子育て世帯16.9%

- ◆ ひとり親の就業率は9割近く、母子世帯の母の正規雇用割合も上昇しているが、所得が低い。

- ◆ ひとり親の就労収入は上昇しているが、手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控えを考える人がいる  
母子世帯の母の年収中央値 208万円（平成28年）→ 240万円（令和3年）

- ◆ 多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮
- ◆ 手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう

- ◆ 養育費の受領率は、母子世帯の3割弱で非常に低い

## 加速化プランでの対応

### こどもの貧困対策

#### ●こどもの学習支援・生活支援の強化

- 地域で**学習をサポートする場**を増やし、新たに、こどもの**大学受験料等の補助**を開始



#### ●こどもの生活支援の強化

- **こども食堂や学び体験**などの場を増やす
- アウトリーチ型の**訪問支援**の展開（宅食・おむつ）



### ひとり親家庭への支援

#### ●ひとり親の就業支援・自立支援の強化

- **資格取得**を目指すひとり親家庭に対する**給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充**



#### ●児童扶養手当の拡充

- **所得制限の見直し**
  - ✓ 満額を受給できる所得 年収160万円 → 190万円
  - ✓ 所得に応じた一部額を受給できる所得 年収365万円 → 385万円
- **多子加算の増額**
  - ✓ **第3子以降の額** (6,250円)を第2子と同額(10,420円)に増額  
\* R5年度の額。額は物価スライドによって変化。

#### ●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和

- 所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめぐりに利用可能**に



#### ●養育費確保支援の強化

- 養育費の取り決め等の相談にのる **弁護士報酬への補助**

## 目指す姿

経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る

食事や生活に困ったときに頼れる場所が身近にあり、必要な支援が受けられる

手に職をつけて、**安定的な収入**を得られる

働き控えに対応し、児童扶養手当が自立を下支えする

多子のひとり親家庭の生活が**安定**する

養育費をしっかりと受け取れるひとり親家庭を増やす

包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。

## 課題

## 加速化プランでの対応

## 目指す姿

◆ どこに相談したらよいか分からない、相談したいけど躊躇してしまう

◆ 子育てをする中での困難や、予期せぬ妊娠をした方などに対応する支援策が少ない



◆ こども・若者が自分の意思で選択できる支援が少ない



◆ 相談対応件数の増加を踏まえ、迅速・的確な対応が可能となる体制の整備が必要

◆ 一時保護や施設入所後も、こどもがより家庭的な環境で生活できることが重要

◆ 自立に向けたきめ細かな支援が必要

### 虐待の未然防止（プッシュ型・アウトリーチ型支援の強化）

#### ●市町村の「こども家庭センター」の全国展開

- ▶ 母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機関（こども家庭センター）で必要な支援につなげる
- ▶ こども家庭センターに学校や保育所等との「つなぎ役」を配置



#### ●子育てに困難を抱えるこどもや家庭へのアウトリーチ支援

- ▶ 子育てに困難を抱える家庭を訪問し、宅食などを通じて、支援につなげる
- ▶ 困難な状況にある妊産婦への包括的な支援（一時的な居住支援、食事の提供、相談・助言等）の実施



### こども・若者視点からの新たなニーズへの対応

#### ●虐待等で家庭等から孤立したこども・若者のための安全な居場所（こども若者シェルター）を確保し、相談支援等を実施

#### ●虐待・貧困等に苦しむ学生等に対して、食事や相談支援を行うアウトリーチ支援の実施



### 児童虐待への支援現場の体制強化

#### ●児童相談所の職員体制強化と業務効率化（ICT化等）の推進

### 虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備

#### ●一時保護施設や児童養護施設等の環境改善

- ▶ 人員体制の充実やユニットケアの推進、学習支援の強化

#### ●家庭養育環境を確保するための里親委託等を推進

- ▶ 里親等支援や養子縁組支援の体制強化

#### ●支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援

- ▶ 相互交流や情報提供、相談・助言、一時的な居住支援等の実施



待ちの姿勢から、予防的な関わりを強化し、子育て家庭やこども自身からのSOSを早期に把握・支援を届ける

支援の方法や種類を増やし、個々の困りごとに直接、手が届く支援を行う

困難を抱えるこども・若者が自ら選択しながら活用できる支援も用意

児童虐待等への相談支援を確実にを行う人材の確保・育成等を行い、こどもと家庭をしっかりと支援

こども・若者が個々の状況に応じて健やかに生活できる環境や、自立に向けたサポートを受けられる体制を整備



障害児と医療的ケア児への支援を強化し、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で安心して共に育ち暮らすことができる包摂的な社会づくりを強力に進める。

## 課題

- ◆ こどもの育ちに不安、どこで誰に相談すればよいかわからない、支援につながらない
- ◆ 専門的な発達支援を受けたい

- ◆ 医療的ケアの必要なこどもを預かってくれる場所が少ない

- ◆ 成長に応じて補装具を頻繁に買い替えられない（経済的な負担が大きい）

- ◆ 障害があっても、みんなといっしょに遊び、学びたい
- ◆ いろいろなイベントにも参加したい

- ◆ 住んでいる地域で支援に差がある（隣の地域で受けられる支援が自分の地域では受けられない）

## 加速化プランでの対応

### 本人支援・家族支援の充実

#### ●早期からの切れ目のない支援の推進

- 乳幼児健診、親子教室、保育所などの **身近な機会・場所での発達相談を充実**
- 支援 **人材の育成促進**により地域の障害児支援事業所の支援技術を向上

#### ●医療的ケア児等の預かり環境の整備

- 医療的ケア児や重度心身障害児を一時的に **預かる環境を整備**

#### ●こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

- 障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない **補装具費支給制度の所得制限を撤廃**

### 地域社会の参加・包摂（インクルージョン）の推進

#### ●障害児・医療的ケア児の地域での受入環境の整備

- 児童発達支援センターによる **専門人材の巡回支援**や **看護師等の配置促進**により、 **保育所等の受入体制を強化**
- 習い事や地域のイベントなどに専門人材を派遣し、様々な場での受入環境の整備を促進

### 地域の支援体制の強化

#### ●児童発達支援センター等の強化

- 地域の障害児支援の中核となる児童発達支援センターや医療的ケア児支援センター等の体制や支援機能を強化

## 目指す姿

様々な機会・場所での「気づき」を、**専門的支援に早くつなげる**

休息やきょうだいと過ごす時間が**確保される**

こどもの**成長にあつた補装具**を使うことができる

保育所、習いごと、イベントなどの**地域の様々な場**で、**ともに過ごし・育つ**ことができる

全国どの地域でも、**必要な支援**が受けられ、ともに育ち暮らせる社会を実現

## ①所得制限の見直し

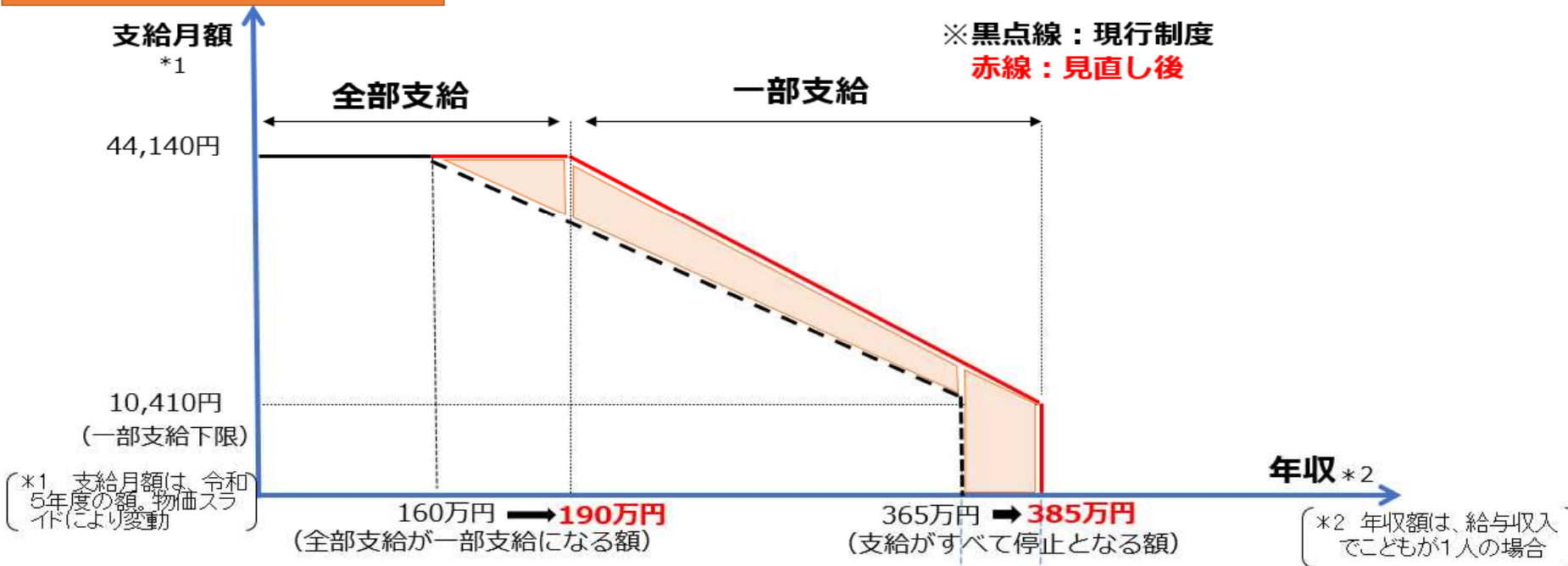
- ・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額） **160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）
- ・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額） **365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

## ②多子加算の見直し

- ・第3子以降の加算額（6,250円）を第2子の加算（10,420円）と同額まで引き上げる。 \*加算額は、令和5年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動

※①②とも、令和6年11月分（令和7年1月支給）からの実施を想定

### 所得制限の見直し（イメージ）



### 就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した就労支援等の要件緩和を行う

高等職業訓練促進給付金等(注)の支援策  
(=児童扶養手当の受給と連動)

上イメージ図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**1年間をめどに利用可能に**

(注) 対象となる就労支援事業

- ・自立支援プログラム
- ・高等職業訓練促進給付金
- ・自立支援教育訓練給付金
- ・ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

# こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

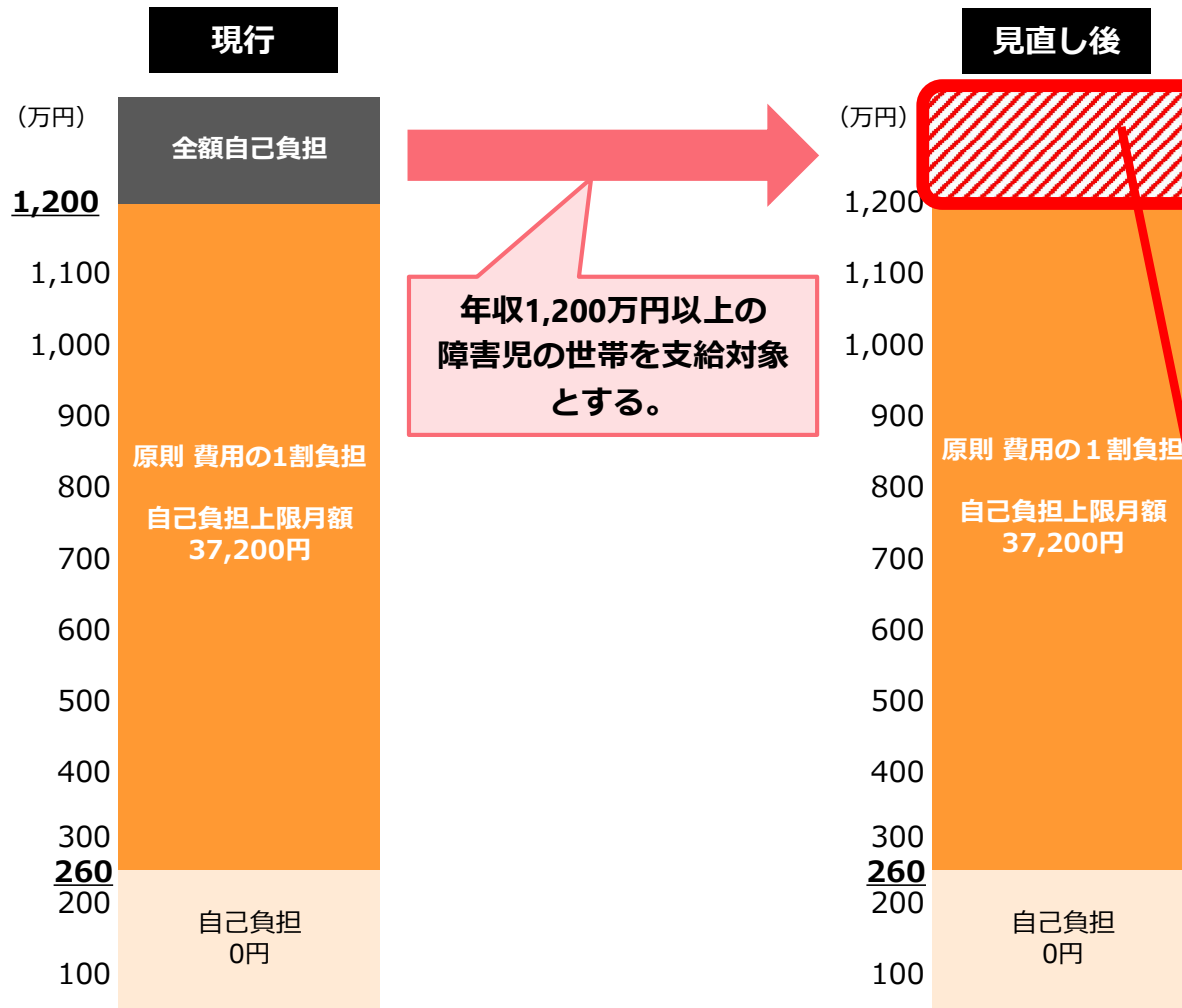
支援局 障害児支援課

○こどもの補装具については、**障害のあるこどもの身体機能を補完・代替**し、日常生活に欠かせないものであるとともに、**成長に応じて交換が必要なもの**であり、こどもの育ちのために必要。

○こどもの健やかな育ちを支える観点から、こどもの補装具費の所得制限の撤廃を行う。

(厚生労働省予算で計上)

## <収入額は、父母子1人のケース>



年収1,200万円以上の障害児の世帯を支給対象とする。

## <障害児が使用する補装具の例> 車椅子



平均約30万円

これまで30万円程度の負担(※)を要していたが、**費用の1割(上限月額37,200円)**の負担で購入可能となる

(※) 車椅子だけでなく座位保持装置なども必要となる場合があり、これ以上の負担となるケースもある。

※ 令和3年度補装具費支給状況：約2.5万件（令和3年度福祉行政報告例）（障害者及び障害児の合計数）